

# 日 絹 月 報

平成 21 年 11 月号 第 392 号

発行：社団法人日本絹人繊維物工業会

日本絹人繊維物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

## — 本号の主なニュース —

1. 2010年度 繊維関連予算概算要求について
2. 第23次日韓繊維産連年次合同会議の開催
3. 日本染織文化博覧会開催
4. SCM 第10回経営トップ合同会議開催
5. 中小企業向け年末対策

## ◇ 2010年度 繊維関連予算概算要求について ◇

経済産業省の2010年度(平成22年度)繊維関連予算概算要求の概要が示された。  
主要な業種横断的施策を含め以下のとおり。

### 1. 構造改革の推進

**新事業活動促進支援補助金** 48.9億円の内数

平成21年度予算額：60.2億円の内数

予算要求課：中小企業庁新事業促進課

中小企業者が行う、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開(新連携事業、地域資源活用事業、農商工等連携事業)に対し、各当該事業に要する経費の2/3(一部1/2)を補助することにより、中小企業による新事業活動等の促進を図る。

**市場志向型ハンズオン支援事業** 19.7億円の内数

平成21年度予算額：20.9億円の内数

予算要求課：中小企業庁新事業促進課

農商工等連携や地域資源活用等による新商品・新サービスの開発に取り組む中小・小規模企業者等に対し、マーケティング等に精通した専門家が、事業計画作成、市場調査、商品企画においてアドバイスなどの支援を行うとともに、開発された新商品等の販路開拓支援を実施する。

**JAPANブランド戦略展開支援事業** 15.1億円の内数

平成21年度予算額：12.1億円の内数

予算要求課：中小企業庁経営支援課

製造産業局繊維課、日用品室、デザイン・人間生活システム政策室

地域の特色ある素材や技術を活用し、世界に通用する地域産品のブランド力（「JAPANブランド」）の確立を目指すプロジェクトに対して、海外マーケティングリサーチや商品コンセプト等を固める戦略策定支援、新商品・デザインの開発・評価、海外見本市出展等を行うブランド確立支援など、ブランドの創成から発展に向けた段階的な支援を行う。

また、JAPANブランドの海外販路開拓を戦略的に支援するため、欧州やアジアなどの海外の主要都市において、バイヤーとの展示商談会やテストマーケティング等を実施し、JAPANブランドの国際市場への浸透を図る。（※）

※アパレル・デザイン・日用品などの生活文化になじみ深い製品については、日本のライフスタイルそのものの発信による日本ブランドの訴求力向上とあわせた海外への販路開拓を支援する事業を新たに実施。

## 2. 技 術 開 発

### サステナブルハイパーコンポジット技術の開発

NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）運営費交付金

6. 0億円

平成21年度予算額：6. 4億円

予算要求課：産業技術環境局研究開発課（製造産業局繊維課）

自動車などの運輸部門等で消費されるエネルギーの大幅低減を図るため、部材等の大幅軽量化と燃費の大幅改善を可能とする熱可塑性樹脂を用いた新たな炭素繊維複合材料（サステナブルハイパーコンポジット）を開発する。

具体的には、以下の研究開発を行う。

- ①炭素繊維複合材料の易加工・高強度を実現するための基盤技術として、短時間で成形可能な易加工性中間基材の開発
- ②高速成形技術の開発
- ③部材同士の結合部の強度を保持する接合技術の開発
- ④リサイクル技術の開発

## 3. 対 外 発 信 力 の 強 化

### 生活関連産業ビジネス拠点整備事業（JFW関連予算）

中小企業基盤整備機構運営費交付金 5. 0億円

平成21年度予算額：6. 0億円

予算要求課：製造産業局繊維課

我が国が持つ、高品質な繊維素材やファッションのクリエーション、など日本の繊維・ファッション文化を、世界に向けて発信する拠点として日本ファッション・ウィーク（JFW）を開催。

#### ○JFW対外発信力強化事業

東京コレクション（ファッションショー）を開催するための主会場の整備や、JFWの国内外広報、雑誌、メディア等との連携、プレス、バイヤー対応等JFWの魅力を発信する事業を実施。

#### ○新鋭デザイナー登竜門事業

JFWを世界の新鋭デザイナーの登竜門とするため、世界の若手デザイナーを選抜し、日本の生地との調達等産地とのマッチングや、JFWからのデビューを支援（SINMAI Creator's Project）。また、国内の有能な新人デザイナーに対して

も、ショーや展示会への参加機会の提供や産地、バイヤー等とのマッチングを実施。

○ファッション素材の総合見本市開催事業（JFW-JC）

高品質、高機能など、高付加価値な日本のファッション素材を一堂に揃えたアジア最大規模の見本市を開催。世界から質の高いバイヤーが集うビジネスの場を提供。

**4. 輸 出 振 興 の 強 化**

**中小企業内需依存型産業販路拡大展示事業**

1. 4億円の内数

平成21年度予算額：1.6億円の内数

予算要求課：製造産業局繊維課

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が行う事業。中小企業の海外販路開拓等を促進するため、我が国の繊維産業が一丸となった出展等に対し支援を行う。

**5. そ の 他**

**繊維製品リサイクル促進支援事業**

0.4億円【新規】

予算要求課：製造産業局繊維課

一般衣料品等繊維製品のリサイクルを推進することは、有効な資源活用の促進に資するとともに、省資源・省エネルギーを推進することで、地球環境に優しいものづくりを実現していく上でも重要。そのため、廃棄繊維製品の新たな再生用途への道を開く技術開発や、「回収」「再生」「再生品の使用／販売」を含めた一貫した繊維製品リサイクルシステムの構築の可能性を探るための繊維製品リサイクル推進事業を実施。

◇ 第23次日韓繊維産連年次合同会議の開催 ◇

日本繊維産業連盟と韓国繊維産業聯合會の第23次日韓繊維産連年次合同会議が、11月5日に大阪で開催され、①金融危機後の両国繊維産業の課題と対応策、②通商問題への対応と日韓繊維FTA、③環境問題・安全問題に関する両国繊維産業の取り組みに關しての意見交換と、両国繊維産業界から業種別の業況や課題・対応策等についての報告が行われた。会議には、日本側からは下村彬一日本繊維産業連盟会長、大八木日本化学繊維協會会長、菅野日本紡績協會会長、小川日本繊維産業連盟副会長、本会西理事長など各繊維産業界代表はじめ約40人が、また、韓国側からは盧喜燦韓国繊維産業聯合會會長、閔韓国化纖協會會長はじめ17名の出席があった。（また、オブザーバーとして経済産業省の高木繊維課通商室長、韓国政府から張未来生活繊維課長の出席があった。）

本会西理事長は、繊維産業界の業種別の業況及び課題への対応策等の意見交換で、絹人織物業の現況と産地活性化、雇用確保、原油価格対策等、本会の直面している課題について報告を行った。

最後に、両国繊維産業界は、省資源・省エネルギー、リサイクル、輸入製品の安全問題等への対応のために情報交流、技術交流、人的交流を一層強化する等の協力策を内容とする合意書を取り交わし、会議は盛会裏に終了した。

なお、次回・第24次日韓繊維産連年次合同会議は、2010年に韓国で開催されることと合意されたが、具体的な日程は別途協議・決定される。

## ◇ 経済産業省 繊維ビジョンの検証に着手 ◇

経済産業省は、経済状況等環境変化を踏まえた、平成19年度繊維ビジョンの内容の検証を行うため、研究会を設置し、今後の我が国の繊維・ファッション産業のより大きな発展の方向性・戦略の検討を行うことになった。

### 1. 背景

平成19年6月に繊維ビジョン(繊維産業の展望と課題)を策定して以来2年が経過したが、その間、昨年の秋から始まった世界的な景気後退に伴う需要の急激な縮小を始めとして、消費者による環境問題や安全・安心問題に対する意識の高まりなど、繊維・ファッション産業を巡って新たな環境変化が起きている。

構造的には、我が国繊維・ファッション産業は、コストの低さを活かした新興国・途上国の低価格と、ブランド品等欧米の高価格品に挟撃され、厳しい状況が続いている。

特に、汎用品については、世界的な低価格志向が定着し、新興国・途上国での生産に加え、より低コストで生産できる拠点を常に探し求めるグローバル企業等も益々増加しており、我が国企業は、海外展開を含めその対応を迫られている。従来から問題視されている我が国の繊維・ファッション産業の高コスト構造や分業・流通の非効率性、ブランド不足、海外展開の遅れといった弱点も引き続き存在している。

このように、構造的な課題に加え、昨年秋から始まった世界的な景気後退など、新しい課題にも直面している。しかし、長期にわたる苦境を生き残ってきた我が国繊維・ファッション産業には、機能や品質等の技術面、デザイン等の感性面、川上(糸、素材)・川中(織染加工)・川下(アパレル・ファッション)が一貫して存在していること等の強みがあり、これらを活かすことによって、産業として中長期的に再び大きく発展するポテンシャルを有している。

### 2. 主な検討内容

#### (1) 我が国繊維・ファッション産業の「弱み」と「強み」

- イ. 国際比較
- ロ. 他産業との比較
- ハ. 歴史的視点の分析

#### (2) 今後の繊維・ファッション産業の方向と取組

- イ. 我が国の弱みを克服し、強みを伸ばすための施策
- ロ. 海外市場開拓の促進(欧米とアジアに対する対応)
- ハ. 環境・安全・安心問題への対応
- ニ. 我が国のファッション・ライフスタイルの発信
- ホ. 最先端技術の開発

### 3. 研究会の開催要領

「今後の繊維・ファッション産業のあり方に関する研究会」を設置し、3回程度(予定)

研究会を開催し、来年の３月に最終報告を行う。

なお、研究会の下に「今後のファッション産業の在り方」及び「繊維・ファッション産業の海外市場開拓の促進」について検討する２つのワーキング・グループ(WG)を設置する。

### ◇ 日本染織文化博覧会開催 ◇

１０月２１日～２８日まで、「きもの・和・日本橋 第１回日本染織文化博覧会」が、江戸時代にはデパートの元祖ともいえる呉服商が軒を連ね、現在でも商業の拠点の１つとなっている東京・日本橋界隈で繰り広げられた。染織関連団体が実行委員会を結成し、経済産業省、農林水産省、中小企業基盤整備機構、東京都、中央区、大日本蚕糸会、日本ファッション・ウィーク推進機構が後援、三井不動産が特別協賛のもと、官民、関係業界が一体となつての開催となった。

本会は実行委員会に参加し、博覧会の各種イベントに使用するきものの貸し出しを和装産地組合に要請するなど側面から開催に協力した。

今回の日本染織文化博覧会は「日本の暮らしの中に生まれた有形、無形の財産を次世代に発展的に継承し世界へ発信したい」というのがイベントの狙いで、「きもの・和・日本の美」ファッションショー、産地代表製品の展示、コンサート、きものパレード、日本絹文化シンポジウムなど多彩なメニューで、きものと地域をアピールした。和装業界は需要の長期低迷が続き、産地は後継者問題など様々な課題を抱えている。

一方、消費者の間では適正価格など、きものに対する不信感も少なくない。このような状況下、作り手や売り手の枠を超え、地域を巻き込んだ新たな試みとして価値ある博覧会であった。



会場 マンダリン・オリエンタル東京

## ◇ SCM第10回経営トップ合同会議開催 ◇

繊維ファッションSCM推進協議会主催による「第10回経営トップ合同会議」が10月29日(木)にTFTビル西館ホール500にて開催された。

会議には参加企業65社の経営トップと業界団体15団体、経済産業省からは製造産業局後藤次長、間宮繊維課長が出席し、「経営トップ合同会議」の今迄の経緯やTAプロジェクト等について、次の活動報告が行われた。

- ① TAプロジェクト「取引ガイドライン」の普及啓発活動状況について
- ② TA情報分科会の活動報告について
- ③ 海外縫製品ビジネス研究会の活動報告について
- ④ TAG分科会の活動報告について

なお、今回の会議において、第6次TAプロジェクトで検討されたTA間の統一伝票「SCM統一伝票」案が承認された。

SCM統一伝票案では、取引特性から副資材、生地・原材料、製品の3種類に分け、企業コードは、流通システム開発センターが管理し、百貨店や量販店の取引でも採用されている共通取引先コードを採用するとした。この利用で、これまでアパレルなど販売先から指定された独自コードが無くなる。各社各様の様式・サイズも統一され、業務の簡素化、コストダウンにより、将来の電子化が容易になることが期待される。

今後の活動については、第7次TAプロジェクトを立上げ、「取引ガイドライン」の業界全体への普及、浸透を図る活動を行うことや「情報の共有化」等についても引き続き検討を行うことになった。



詳細については下記のURLよりPDFをダウンロードしてご覧下さい。

第10回経営トップ合同会議」議案書

[http://www.fispa.gr.jp/mail/buck\\_n/09/091030/091029\\_top\\_gian.pdf](http://www.fispa.gr.jp/mail/buck_n/09/091030/091029_top_gian.pdf)

#### 第4回TAプロジェクト聴き取り調査報告書

[http://www.fispa.gr.jp/mail/buck\\_n/09/091030/ta\\_kikitori.pdf](http://www.fispa.gr.jp/mail/buck_n/09/091030/ta_kikitori.pdf)

「経営トップ合同会議」委員名簿

[http://www.fispa.gr.jp/mail/buck\\_n/09/091030/091029\\_top\\_meibo.pdf](http://www.fispa.gr.jp/mail/buck_n/09/091030/091029_top_meibo.pdf)

### ◇ 中小企業向け年末対策 ◇

経済産業省は平成21年10月30日付けで中小企業向け年末対策を取りまとめ公表した。

#### 1. 中小企業資金繰り対策

公的金融（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会）による一層積極的な取組みを行うべく、関係機関と連携・調整しつつ、具体策を実施する。

（1）公的金融機関に対し、次の点を再度徹底し、年末対策に万全を期する。

- －これまで公的金融を利用したことのない中小企業を含めて、各地の中小企業が年末の資金繰りに支障を来すことがないように、緊急保証枠（30兆円）、セーフティネット貸付枠（15.1兆円）、条件変更目標（1.5兆円）の利用が、広く進むよう全力で取り組む。
- －既往の貸出案件について、中小企業の実情に応じて、返済の期限延長をはじめとする条件変更に対応する。
- －これまでの条件変更の有無、赤字・債務超過などの形式的な事象のみに依ることなく、各中小企業の経営実態や特性を十分に踏まえ、貸出判断を行う。その際には、可能な限り、申込者が既に提出した資料を再活用するなど、中小企業の負担軽減に努める。（速やかに実施）

（2）「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案」が成立した場合には、民間金融機関がさらに積極的な取組を行うことが期待されることから、経済産業省や公的金融機関も、条件変更を一層推進する。併せて、条件変更対応保証（仮称）を適切に実施する。

＜詳しくは、近日中に以下HPで発表予定＞

中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

（3）業況が悪化し、ニーズの高い業種を追加するなど、業種指定要件に従い緊急保証制度の対象業種を見直し、真に支援を必要とする中小企業が利用できるようにする。

（11月中下旬を目途に実施）

＜詳しくは、近日中に以下HPで発表予定＞

中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

（4）商工組合中央金庫による危機対応貸付をより使いやすくするため、運用を見直す。

(11月中に見直しを行う)

〈詳しくは、近日中に以下HPで発表予定〉

中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

(5) 中小企業庁、金融庁幹部が、全国各地に赴き、借り手である中小企業者等と直接意見交換を行う。(11月中を目途に実施)

(6) 年末の資金繰り相談に十分対応できるよう、親身な対応を旨とし、全国の中小企業の利便性に配慮しつつ、体制の充実を図る。(12月以降実施)

①公的金融機関の相談窓口・営業時間の拡充

②全国で、都道府県、経済産業局、財務局、保証協会、金融機関等が参加する地域融資動向情報交換会を開催

## 2. 中小企業の組合等が利用している高度化融資の返済猶予

(1) 融資を実行している各自治体の了解を前提に、高度化融資の返済期限を延長できるケースを増やす。具体的には、これまでの「当該貸付に対する累積返済総額が当初借入れ金額の2分の1以上に達していること」との条件を緩和し、

①事業の継続が見込まれ

②返済期間の半分を経過し

③他の金融機関も返済期限の延長措置を講じている

などの要件を満たしていれば、2分の1に達していなくとも返済期限の延長を可能とする。(12月から実施)

(2) 本年4月に「経済の悪化により影響を受けている貸付先の場合は、単年度単位であっても返済猶予を可能とする」こととしているが、この方式を利用できる期間を延長し、繰り返しの利用に積極的に応じる。(12月から実施)

〈詳しくは、近日中に以下HPで公表予定〉

中小企業庁：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

もしくは中小企業基盤整備機構：<http://www.smrj.go.jp/>

## 3. 下請代金支払遅延等防止法の厳格な執行

(1) 親事業者に対する特別事情聴取、警告

下請代金法に基づく改善指導を連続して受けている等の親事業者に対し、中小企業庁及び各地方経済産業局が特別事情聴取を行う(11月上旬から実施)。

また、書面調査の結果、下請代金法違反のおそれがある親事業者に対し、中小企業庁から警告文書を発出する。(11月中旬に実施)

(2) 事業者団体、親事業者に対する年末通達の発出

約700の事業者団体、約30,000の親事業者に対し、下請取引の適正化を要請する通達を、経済産業大臣と公正取引委員会委員長の連名で発出する。(11月中旬に実施)

(3) 事業者向け講習会、地域巡回セミナーの実施

下請代金法違反を未然防止するため、公正取引委員会と協力して、下請代金法等の講習会を50都市で開催する(11月中に実施)。

また、県庁所在地以外の246市町において、講習会と弁護士無料相談会を合わせた地域巡回セミナーを開催する。(10月末から実施)

〈詳しくは、中小企業庁HP

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Shitaukeseminar.htm>) まで。〉

(4) 無料相談弁護士の増強による「下請かけこみ寺」の機能強化各都道府県48力所に設けている「下請かけこみ寺」における無料弁護士相談体制を増強する。相談に当たる弁護士数を現在の164名から約440名に増員し、中小企業からの相談にきめ細かく対応する。(11月上旬を目途に実施)

〈各地の下請かけこみ寺の連絡先：<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>〉

## ◇ 冬季の省エネルギー対策について ◇

「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」において、冬季の省エネルギー対策について、つぎのとおり申し合わせました。

つきましては、貴組合の組合員等に周知方お願いします。

平成21年10月

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議申合せ

世界的な経済危機からの脱出と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を継続的にかつ着実に実施することが不可欠である。政府は、昭和52年の閣議決定以降、省エネルギー・省資源対策推進会議において、特にエネルギー需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギー対策を国民各層に要請してきたところである。

1. オイルショック以降、大幅に増加した民生・運輸部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が特に大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることにより、エネルギー市場が不安定化しており、家庭、企業、地域など国民生活全般に対して、大きな影響を与えるようになっている。このような状況に対応するためにも、省エネルギーのより一層の推進が求められている。
2. 地球温暖化防止について、我が国は、本年9月の国連気候変動首脳会合において、すべての主要排出国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と、意欲的な目標の合意を前提とし、1990年比で言えば2020年までに温室効果ガスの25%削減を目指すことを表明したところである。併せて、京都議定書第一約束期間における温室効果ガス排出量6%削減の約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に基

づいた各施策の着実な実施が強く求められているが、これらを実現するに当たっても、省エネルギー対策は欠かせない。

3. 政府としては、平成 20 年 5 月に公布された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」で、事業者単位でのエネルギー管理を義務付け、中小規模の事業場を多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組の推進を図っている。本法が平成 22 年 4 月に施行されることに伴い、平成 21 年度の企業全体でのエネルギー使用量が一定規模以上の事業者は、平成 22 年 7 月末日までにエネルギー使用状況の届出が義務づけられ、より一層のエネルギー管理が促進されることとなる。また、エネルギー消費が増大する冬季に向けて、暖房中の室温を政府は 19℃、民間は原則 20℃とすることの徹底、照明機器の白熱電球から電球形蛍光灯への切替え、グリーン家電普及促進事業（エコポイント制度）を活用した積極的な省エネ家電の買換え、E S C O 事業の導入促進、及び導入補助金、太陽光発電の余剰電力買取制度等の活用を通じた積極的な太陽光発電システムの設置や環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入を始めとする※別添の「冬季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に沿った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進をより一層図ることとする。

※別添の「冬季の省エネルギー対策について」参照ください。

## 動 向

- 10月16日 外国人評価試験（足利市）
- 10月20日 生糸・絹織物説明会（福井組合）
  - 26日 第19回貿易・投資円滑化ビジネス協議会
  - 27日 TOKYO FIBER展実行委員会
  - 29日 SCM第10回経営トップ合同会議
- 11月 5日 第23次日韓繊維産連年次合同会議
  - 6日 全国蚕糸行政連合同会議
  - 17日 日本繊維産業連盟繊維通商問題研究会
  - 17日 日本繊維倶楽部第287回繊維午餐会・臨時総会

## 今後の会議予定

- ☆ 全国中小企業団体中央会全国大会  
11月19日(木) 13時30分 於 幕張メッセ
- ☆ 蚕糸絹業情報連絡会  
11月19日(木) 15時30分 於 蚕糸会館
- ☆ 純国産絹マーク審査委員会  
11月25日(水) 13時30分 於 蚕糸会館
- ☆ 当会公益法人改革検討委員会  
11月27日(金) 12時 於 日絹会館
- ☆ 京都織物卸商業組合創立40周年記念式典  
12月5日(土) 15時 於 ウェスティン都ホテル京都 瑞穂の間
- ☆ SCM平成21年度第2回取引改革委員会  
12月10日(木) 14時 於 T F Tビル
- ☆ 日本繊維産業連盟常任委員会  
12月16日(水) 14時 於 東海大学校友会館

## イベント

- ☆ 蚕糸絹文化に関するシンポジウム  
11月30日(月)  
会場：東京会館 ロイヤルルーム
- ☆ 「きりはた」新作発表会  
12月2日(水)～6日(日) 11時～18時 (最終日は17時迄)  
会場：「ぐんまちゃん家(ぐんま総合情報センター)」
- ☆ インテリアライフスタイル リビング  
12月2日(水)～4日(金) 10時～18時 (最終日は16時30分迄)  
会場：東京ビッグサイト東ホール

### ◎当会新年総会並びに懇親パーティーのご案内

2010年1月22日(金) 於ホテルグランドパレス  
新年総会 11時00分  
懇親パーティー 12時00分～